

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日となる)

目次

- ◇規 則 利率等の表示の年利建て移行に関する規則
鳥取県自動車事故損害賠償審査会規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 農業振興地域の指定

規 則

利率等の表示の年利建て移行に関する規則をここに公布する。

昭和四十六年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十二号

利率等の表示の年利建て移行に関する規則

(農村負債整理組合法施行細則の一部改正)

第一条 農村負債整理組合法施行細則(昭和十三年五月鳥取県令第十六号)の一部を次のように改正する。

第五号様式の三の(一)中「年三分八厘」を「年三・八パーセント」

に改め、同様式の三の(五)中「百円ニ付日歩二銭ノ割」を「年七・二

五パーセントノ割合」に改める。

(鳥取県建設工事執行規則の一部改正)

第二条 鳥取県建設工事執行規則(昭和二十八年一月鳥取県規則第三号)の一部を次のように改正する。

別記建設工事請負契約約款第二十八条第二項中「一日につき」を「に
応じ、」に、「対し日歩二銭七厘」を「年九・七五パーセントの割合を
乗じて計算した金額」に改め、同条第三項中「日歩二銭七厘の割で遅延
利息の支払を」を「その支払遅延額に年九・七五パーセントの割合を乗
じて計算した金額を遅延利息として」に改める。

別記建設工事請負契約約款第三十条第三項中「日歩二銭七厘で計算し
た額」を「の期間の日数に応じ、年九・七五パーセントの割合を乗じて
計算した金額」に改める。

(鳥取県消費生活協同組合資金貸付規則の一部改正)

第三条 鳥取県消費生活協同組合資金貸付規則(昭和二十九年三月鳥取県
規則第十号)の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「年五分」を「年五パーセント」に改める。

第五条の見出しを「(延滞金)」に改め、同条中「一日につき、日
歩二銭四厘の割合で計算した延滞利子」を「の期間の日数に応じ、年八
・七五パーセントの割合を乗じて計算した金額」に改める。

第十三条第二項中「償還金につき、日歩一銭五厘八毛の割合で」を
「の期間の日数に応じ、償還金の額に年五・七五パーセントの割合を乗
じて」に改める。

(出資の受入預り金及び金利等の取締等に関する法律施行細則の一部改正)
第四条 出資の受入預り金及び金利等の取締等に関する法律施行細則(昭

和二十九年八月鳥取県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

様式第二号の(乙)の(イ)を次のように改める。

(イ) 利率

有担保の場合

最低年 パーセント

普通年 パーセント

最高年 パーセント

無担保の場合

最低年 パーセント

普通年 パーセント

最高年 パーセント

利息天引の場合

最高年 パーセント

遅延利息

最高年 パーセント

(開拓地被害農業者の経営資金の融通に関する規則の一部改正)

第五条 開拓地被害農業者の経営資金の融通に関する規則(昭和三十年四月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「について年五分五厘の割で」を「に年五・五パーセントの割合を乗じて」に改める。

第五条中「年六分五厘」を「年六・五パーセント」に改める。

(鳥取県農業改良資金利子補給規則の一部改正)

第六条 鳥取県農業改良資金利子補給規則(昭和三十一年七月鳥取県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中「年一分九厘」を「年一・九パーセント」に、「年五分」を「年五パーセント」に改める。

(鳥取県補助金等交付規則の一部改正)

第七条 鳥取県補助金等交付規則(昭和三十三年四月鳥取県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項及び第二項中「百円につき一日三銭」を「につき九五パーセント」に改める。

(鳥取県婦人更生資金貸付規則の一部改正)

第八条 鳥取県婦人更生資金貸付規則(昭和三十三年五月鳥取県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別表の三中「年三分」を「年三パーセント」に改め、同表の七のI中「百円について一日三銭」を「につき年十・七五パーセント」に改める。

様式第七号中「年利 三分」を「年利 三・七五パーセント」に改める。

(鳥取県税条例施行規則の一部改正)

第九条 鳥取県税条例施行規則(昭和三十五年九月鳥取県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第二十二号様式中

延滞金が日歩2銭の最終日	延滞金が日歩4銭となる日
--------------	--------------

を

に改める。

「パーセント」に改める。

(鳥取県公有財産事務取扱規則の一部改正)

第十八条 鳥取県公有財産事務取扱規則(昭和三十九年四月鳥取県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

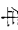


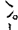
第十八条第二項中「金額百円」を「金額」に、「について一日四銭」を「につき、納付期日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・五パーセント」に改める。

第三十一条第一号中「年六分五厘」を「年六・五パーセント」に改め、同条第二号中「年七分五厘」を「年七・五パーセント」に改める。

(鳥取県予算規則の一部改正)

第十九条 鳥取県予算規則(昭和三十九年六月鳥取県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

様式第二十六号中

「  画」を「 」に改める。

(鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部改正)

第二十条 鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則(昭和四十一年四月鳥取県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「利息は、日歩七厘」を「利率は、年二・五パーセント」に改める。

第五条第四号中「年八分五厘」を「年八・五パーセント」に改める。

(鳥取県特別金融対策資金貸付規則の一部改正)

第二十一条 鳥取県特別金融対策資金貸付規則(昭和四十一年四月鳥取県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「利息は、年五分五厘」を「利率は、年五・五パーセント」に改める。

(鳥取県輸出振興資金貸付規則の一部改正)

第二十二条 鳥取県輸出振興資金貸付規則(昭和四十二年三月鳥取県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「利息は、日歩七厘」を「利率は、年二・五パーセント」に改める。

第五条第四号中「貸付利息は、日歩二銭」を「貸付利率は、年七・二五パーセント」に改める。





(鳥取県団体営土地改良事業助成条例施行規則の一部改正)

第二十三条 鳥取県団体営土地改良事業助成条例施行規則(昭和四十二年十月鳥取県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「年五分五厘」を「年五・五パーセント」に改める。

(畜産振興地域における鳥取県有雌牛の導入に関する規則の一部改正)

第二十四条 畜産振興地域における鳥取県有雌牛の導入に関する規則(昭和四十三年三月鳥取県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

様式第一号の第七条中「  」を「10.75パーセントの割合を乗じて」に改める。

(鳥取県中小企業高度化資金貸付規則の一部改正)

第二十五条 鳥取県中小企業高度化資金貸付規則(昭和四十三年三月鳥取県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「年二分七厘」を「年二・七パーセント」に改める。

第十七条第一項中「百円につき一日二銭四厘の割合で」を「年八・七五パーセントの割合を乗じて」に改め、同条第二項中「百円につき一

日二錢四厘」を「につき年八・七五パーセント」に改める。

(鳥取県漁業協同組合併助成条例施行規則の一部改正)

第二十六条 鳥取県漁業協同組合併助成条例施行規則(昭和四十三年四月鳥取県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「年二分五厘」を「年二・五パーセント」に改め、同条第三号中「年一分」を「年一パーセント」に改める。

(鳥取県寡婦福祉資金貸付規則の一部改正)

第二十七条 鳥取県寡婦福祉資金貸付規則(昭和四十四年十月鳥取県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「年三分」を「年三パーセント」に改める。

第十六条中「百円につき一日三錢」を「につき年十・七五パーセント」に改める。

様式第二号及び様式第四号中

年三分

を

年三パーセント

「パーセント」に改める。

(鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部改正)

第二十八条 鳥取県漁業近代化資金利子補給規則(昭和四十四年十月鳥取県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

別表中「年四分」を「年四パーセント」に、「年三分八厘」を「年三・八パーセント」に、「年二分」を「年二パーセント」に、「年一分八厘」を「年一・八パーセント」に、「年三分」を「年三パーセント」に、「年二分八厘」を「年二・八パーセント」に、「年一分」を「年一パーセント」に改める。

(鳥取県農林団体組織整備助成条例施行規則の一部改正)

第二十九条 鳥取県農林団体組織整備助成条例施行規則(昭和四十五年三月鳥取県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「年一分」を「年一パーセント」に改める。
(年当たりの割合の基礎となる日数)

第三十条 第一条から第三条まで、第七条、第八条、第十条、第十二条から第十六条まで、第十八条、第二十条、第二十二條、第二十四條、第二十五条及び第二十七条の規定による改正後の規則の規定に定める年当たりの割合は、^{七ヶ月}潤年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県自動車事故損害賠償審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十三号

鳥取県自動車事故損害賠償審査会規則の一部を改正する規則

鳥取県自動車事故損害賠償審査会規則(昭和四十三年二月鳥取県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「監察課長」を「監察官(監察官が二人以上あるときは、首席の監察官)」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第三百九十七号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六
条第一項の規定に基づき、米子市に係る農業振興地域を次のとおり指定す
る。

その関係図面は、鳥取県農林部農政企画課及び鳥取県米子地方農林振興
局に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十六年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	区 域
米子地域	<p>米子市の区域のうち、次の区域を除いた区域</p> <p>一 旧都市計画法（大正八年法律第三十六号）第三条の規定によ り指定された用途地域</p> <p>二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規 定により決定された市街化区域</p> <p>三 美保基地の区域</p> <p>四 昭和四十二年十二月鳥取県告示第八百二十一号で定めた米子 森林計画区に係る地域森林計画の米子市に係る林班番号七、十 一、十五及び十九の全部の区域並びに同林班番号六、八から十</p>

まで、十二から十四まで、十六から十八まで及び二十の一部の
区域（第一号図から第三号図までの赤色で着色した区域）
（「第一号図から第三号図まで」は、省略する。）

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

〔定価一部一箇月三百円（送料を含む。）〕